

令和8年度生活指導基本方針と確認事項

1 指導の原則

学校としての揺るぎない指導体制の構築



「生活指導ガイドライン」にもとづく指導の徹底

- ①客観的な事実関係の把握
- ②複数での指導
- ③毅然とした態度での迫り
- ④家庭連絡（面談・家庭訪問の有効性）
- ⑤持ち越さない、即日対応（タイムリーな対応、タイミングの重要性）
- ⑥必ず報告・連絡・相談（組織としての対応）

2 重点目標

- ①学習規律の徹底や授業の充実を図るなど、落ち着いた学習環境を構築する。
- ②規範意識を高め、思いやりの心を育てる。
- ③生活上の諸問題を生徒に主体的に取り組ませ解決させる。
- ④特別支援教育を充実させ、不登校及び支援を要する生徒への適切な対応を図る。
- ⑤清掃活動の充実を図り、校内の環境整備を徹底する。

◎目標を達成するために

- ①**基本的な生活・行動のルールやマナーを身につけさせる。**
 - ・あいさつの励行。
 - ・場面に応じた振る舞い。（態度、言葉遣い） 例：授業中の移動は静かにできる。
 - ・時間を守らせる。
 - ・話をしっかり聞かせる。（授業、集会、学活、放送）
 - ・意欲を持たせる。
 - ・身なりを整える。
- ②**環境を整える。**
 - ・週1回、危険箇所点検を行う。（美化デー時）
 - ・清掃活動にしっかりと取り組ませる。
 - ・公共物・掲示物に気を配る。
- ③**いじめをしない、させない、許さない雰囲気の構築**
 - ・いじめアンケートの活用（生徒への指導、保護者への啓発）
 - ・大人に相談できる関係作りに努める。
- ④**生徒の自主活動の促進**
 - ・生徒会活動の推進
 - ・行事やボランティア活動への積極的参加
- ⑤**特別支援教育の充実のための対策**
 - ・観察や面談、情報交換の充実
 - ・個に応じた指導の充実（学校生活支援シートや個別指導計画の作成など）
- ⑥**保護者・地域との望ましい協力関係の構築**
 - ・保護者会・家庭訪問・学校運営協議会・青少対など

3 校内外の生活指導について

- ① 登校について
 - ・生徒は 8:30 学活開始（8:25 朝読書開始）
 - ・8:30のチャイムが鳴り終わった時点で教室の外にいと遅刻となる。
 - ・遅刻者を出さないように、いろいろな方法で取り組みをする。（委員会等）
- ② 下校について
 - ・一般生徒の最終下校時刻は平常 15:45 とする。（水曜は 13:30、金曜日は 14:45）
 - ・職員会、研修会等のある日は、別途定めた時間に完全下校とする。
 - ・部活動生徒の最終下校は夏季（3月～10月）18:15、冬季（11月～2月）17:45

③給食指導

- ・給食当番は白衣を着用。昼食終了のチャイムが鳴るまでは教室から出ない。
 - ・生徒間での食べ物のやりとりは一切させない。
- ※水筒を持参してもよいが、中身はお茶類、スポーツドリンクとする。
(飲み終わったペットボトルは各自で持ち帰る。)

④服装について

- ・登下校時は標準服着用を原則とし、入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式などはネクタイ。
(ただし夏服時のネクタイは着用しなくてもよい。)
- ・靴下の色は、白・黒・紺・グレーを基本とする。
- ・ベルトは無地で、色は黒・紺・こげ茶のものを着用する。型押しや極端に幅が狭いものは着用しない。
- ・ワイシャツ、ポロシャツの下に着るものは白を原則とする。カラーシャツ類は不可とする。
- ・夏季は、ワイシャツの代わりとしてポロシャツも認めるポロシャツの色は白の無地、または白地にワンポイントのものに限る。(ただし式典時はワイシャツ)
- ・冬季は、コート類の防寒着を着用してもよい。(ただし、色は紺・黒・茶・グレーとする。)
また、防犯(安全)上フードのないものを使用するように指導する。
- ・セーター等を着用する場合は、指定セーターのみ着用可とする。
- ・膝掛け(華美でないもの)は、一般教室のみ使用できる。
- ・異装・頭髪の違反はただちに指導し、家庭と連絡をとる。
※集団生活を行う中学生にとっては服装・頭髪は清潔であることが望ましい。
(奇抜な髪形にならないように指導する)
したがって、染色・脱色・パーマ・アイロンウェーブ・整髪料の使用などは指導して自ら直すようにさせる。
※装飾類(ピアス、ネックレス、エクステンション、指輪等)は本人の意思で取り外すように指導する。
化粧も同様。

⑤上履きと体育館履きについて

- ・上履きと体育館履きとの区別を徹底させる。
- ・はっきりと記名させる。
- ・落書きをしない。
- ・かかとを踏まない。
- ・上履き忘れの場合は、貸し出し用を使用させる。(貸出用がない場合は、自分の体育館履きを使用させる)
- ・来賓用のスリッパは使用させない。

⑥学習に関係ないものの持込みについて

- ・学習に関係ないもの(雑誌・漫画・ゲーム・スマホ・携帯電話等)は、その場で預かり指導する。
保護者に連絡を取り、保護者に直接返却する。
※不要品は持ち込まないように指導する。

⑦破損について

- ・破損について事前防止を呼びかける。
- ・破損箇所の早期発見と修復。(日常の環境整備と見回り)
- ・破損の事実をすぐ申し出る雰囲気作り。
- ・破損の処置。
破損者→口頭で報告→学年生活指導担当が指導→生活指導主任に報告→管理職・事務用務に報告→弁償
- ・修繕の判断(破損届け・修繕依頼書の提出を忘れない。)
- ・弁償の判断は生活指導部と管理職・事務とで相談する。
明らかに故意の場合→全額弁償
事故によるもの→公費負担

⑧非常ベル

非常ベルが鳴ったら、授業中の教員は廊下を確認し、受け持ちクラスの動揺を静め放送を待つ。
空いている教員はすぐに場所と原因を確認し全校に放送を入れる。
基本的に非常ベルが鳴ったらすぐに校庭または体育館に全校生徒を集め、指導に要した時間は繰り下げて授業を行う。人命に関わるいたずらは断固として許さない。
あまりにも頻発する場合は生活指導部で協議する。

⑨喫煙

現場に急行し、現物を取り上げ指導して保護者に連絡する。

⑩対教師暴力

職員室に連絡し、複数の職員で取り押さえ、別室に入れて落ち着かせて指導する。
指導後、必ず保護者に連絡をする。その後の処置は協議の上決定する。

4 緊急時の対応

- ・発見者がすぐに職員室に報告。→全職員で動く意識を持って対応する。
 - ・全職員に報告すべき事態の場合は、管理職、生活指導主任が放送を入れて打ち合わせを招集する。
 - ・やむを得ず外部機関に連絡する場合は管理職がする。管理職不在の場合は生活指導主任が代行する。
- 救急車については養護、管理職を中心に、その場にいる職員で判断する。

※110番通報は緊急時のみ。他の場合は645-0110で八王子警察に通報。

※授業時緊急放送「校長先生お客様です。職員室にお戻り下さい。」

この放送は人命にかかわるなど、何よりも優先して職員を集める必要のある場合のみとする。

5 整列指導

※全校朝礼、生徒会朝礼は原則体育館で行う。(放送の場合あり)

集団生活を成立させるために、集団行動をスムーズに行わなければならない。

- ・8:25 集合完了 (8:20放送)

※5分前には体育館に移動しておくのが望ましい。

- ・入場入口は、1年→校庭側前方横、2年→後方出入口、
3年→校庭側後方出入口

並び方は、2年・3年は各クラス2列、1年は各クラス4列。(男女混合出席番号順)

※体育館移動のときは入り口で上履きを脱いで靴下で入り、所定の位置で体育館履きを履く。

渡り廊下では履かない。(全体入場順は、1→2→3年の順)

6 卒業生の対応

在校生の授業時間中は原則として来校させない。

来校した場合は放課後(16時以降)に来るように指導する。

基本的には当該学年が指導にあたるが、場合によって全職員で協力する。

(※「卒業生のみなさんへ」の内容に準じて指導する。)

7 他校生の対応

- ・他校生が学校付近にきた場合は、職員室に連絡をし、複数で対応する。
- ・当該校に連絡確認をし、本校の生徒と接触させないようにする。
- ・他校生については帰るように指導するが、隔離等を含め状況により判断する。
- ・生活指導主任は該当校に連絡を入れる。

8 その他

- ・生徒手帳に記載してある校則は必要最低限のものであり、それが全てではない。
- ・集団生活・社会常識については文言としては記載していないが、当たり前のことは指導する。
- ・生徒指導上の疑問点は、生活指導部会で協議し、職員会等で共通理解を図る。

ステージ

遅刻者	4 ~ 1 1年 (各クラス4列)
	5 ~ 1 (各クラス2列) 3年 遅刻者

合言葉は3つのけじめ
人・物・時間